

令和6年9月18日

宮城県公営企業管理者 佐藤 達也 殿

宮城県企業局経営審査委員会

委員長 田邊 信之

運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について（答申）

令和6年8月13日付け企水経第101号で諮問のありましたこのことについて、当委員会における調査審議の結果、突発的な事象による増加費用に係る県と運営権者の協議結果の妥当性については適正と認めます。